

研究論文

台湾米の移出管理政策とその影響

堤 和幸*

はじめに

台湾において1920年代前半に登場したジャボニカ種の米＝蓬莱米は、30年代に入ると日本“内地”への移出量を急速に増加させたことは広く知られている。その背景には、台湾米が“内地米”や朝鮮米と比べ安価であったことに加え、台湾側の様々な米質改善努力があったことについては拙稿でも検討を加えたところである¹。しかし、植内地米の大量流入によって、米の供給過剰という事態が出現し、それが“内地米”価格の足を引っ張る形で農村困窮化の一因となるという皮肉な状況も生まれてきた。日本政府は植内地米の移入をコントロールして米価を下支えしようとするが、それは台湾・朝鮮の米生産者、流通業者、さらには三井・三菱などといった“内地”資本の商社へも大きな影響を与えるものであり、施策をめぐる総督府との調整も容易ではなかった。

この問題についてはこれまでも先学によって研究が進められてきた。大豆生田稔は、台湾米の移出統制策について、植内地政府の経営政策に対して多少の妥協は行いながらも最終的には中央政府の戦時食糧政策が貫徹していく過程や、日本政府による食糧需給政策の迷走ぶりを丹念に検証している。一方で、政策を実施される台湾側が示した統制策への態度や台湾島内に

おける米穀流通状況への具体的な影響については課題として残された部分が少なくなかった。それに対して、台湾側からの検討を行ったのが李力庸である。李は一連の台湾米移出統制策の具体的内容と、それに対する台湾側の対応を詳細に分析し、全体像を明らかにした。これらの研究によって、台湾移出米に対する管理・統制策実施に向けての日本側の具体的取り組みと台湾側の対応という両面からの研究が深化し、その実態はかなり解明されてきたといえる。ただ、李はこの問題を、基本的に台湾の米穀取引業者 VS 日本の中央政府という構図でとらえており、移出米の管理統制をめぐる総督府と島内の米生産者・流通業者との関係、及び管理政策実施による台湾米の生産・流通への具体的な影響については、まだ明らかにする余地が残されているように思われる²。

そこで本稿では、主に昭和14年に施行された「台湾米穀移出管理令」の内容、及びその制定をめぐる台湾総督府の対応を分析するとともに、管理・統制策が台湾島内の米穀流通事情にどのような変化をもたらしたのかに視点を置いて若干の考察を行いたいと思うものである。

I．移出米統制政策の変遷

ここでは、日本政府が打ち出した移出米統制

*長崎県立大学経済学部非常勤講師

策とそれに対する台湾総督府の対応を軸に、1939(昭和14)年5月の「台湾米穀移出管理令」公布までの状況を整理しておきたい。

上述の如く、蓬莱米の誕生と米質の改良によって台湾米の移出環境が整い、1930(昭和5)年ごろから移出量は急上昇を見る³。地主も米穀流通業者も蓬莱米の“内地”市場への進出に対応して米質改善や流通システムの改良に取り組み、その努力が利益の拡大に結びつくという時代を迎えていた。ただ、蓬莱米の対日移出が台湾島内における経済発展を牽引する形ができ上がっていくとともに、それは“内地”米作を圧迫する脅威として存在感を増大させることにもなっていった。

そうした事態に対して、日本政府は1933(昭和8)年11月、「米穀統制法」を施行して、米の最低価格と最高価格の公定と季節的出回り量の調整を実行することにした。これには“内地”“外地”の双方同時豊作による米価下落を防止するねらいがあった。具体的には、その第四条に「政府は道府県より該地域外に又は朝鮮若くは台湾より内地に移出する米穀の数量を月別平均ならしむる為め勅令の定むる処により出廻りに於いて米穀の買入れを為し出廻期後に於いて米穀の売渡しを為すことを得(以下略)」と明記されたことで、朝鮮・台湾では月ごとの移出を平均化するため、状況に応じて総督府による米の買上げと売渡しが実施されることになった。また、公定価格について見ると、石当たりの最低価格を23円30銭、最高価格を30円50銭としたのであるが、これは見方を変えると、この価格の範囲内であれば量に制限を加えることなく政府が買入れ、売渡しを行うということでもあった。それまで、“内地”米価と蓬莱米価の平均価格差は一石(238斤)に付き4~5円程度の蓬莱米安であったので、蓬莱米一石は18円

30銭前後というのが相場であった。これだと、取引単位である百斤(60kg)袋で7円60銭、産地渡りで7円15銭の相場は維持されることになり、台湾米にとっては直接的な痛手とはならなかったばかりか、量的にも价格的な面からも、むしろ台湾米にお墨付きを与える結果となったのが「米穀統制法」であったと考えられる⁴。台湾の米穀流通業者は総督府を含め官民一体となって台湾米の移入制限に対する反対運動を展開していたことはすでに知られている⁵。しかしながら、彼らは統制法の実態に安堵感を抱いていたばかりではない。台湾正米市場常務理事の貝山好美は、

米穀法や統制法は寧ろ台湾朝鮮米の保護政策となったと云っても過言ではないと思ふのであるが、其処に殖民地米の移入制限とか課税案とかが論議される原因となるのである。……中央政府が折角農村の救済及其の振興に唯一の宝刀として鞘を拵った米穀統制法が却って外地米の保護政策となり、依然として不振を招来して居る今日に於て独り台湾・朝鮮だけが内地に孤立して経済上の発達を為すべきものではない。況んや今議会に於ても外地米統制法案なるものが竊かに論議されて居ると聞知するに至っては我々関係者としても十分考慮を要する問題であると思ふ。従つて茲に官民協力して一般農民に対しても初貯蔵案なり、或いは今回の代作奨励案なりの骨子を充分に了解せしめて米穀減産の実績を挙げると共に月別平均移出に依つて内地米の圧迫を緩和することに努めなければならないと思ふのである⁶。

と述べている。統制法の段階で、その内容が台湾米にとって大きなダメージとならなかったことがさらに踏み込んだ外地米規制の呼び水に

なってしまうことを強く危惧していたことがわかる。

それから二年半後の1936（昭和11）年5月、日本政府は「米穀統制法」における外地米制限の尻抜け状況を受け、新たに「米穀自治管理法」を施行する。その内容は以下のようなものである。

米穀自治管理なるものは要するに内地・朝鮮・台湾を通じ過剰米を生ずる年度に限り、生産者並びに地主が（場合に依っては販売業者も之に加はる）各自割当てられたる数量の管理を行ひ以て米穀需給の調節と米価の安定を計らむとするものなり⁷。

つまり、米穀供給過剰時に、その過剰米を生産地において貯蔵させて市場から切り離し、流通を制限して米価の下落を抑制しようというものであった。具体的には、必要が生じた場合、台北・新竹・台中・台南・高雄の5ヶ所に設置される地方米穀統制組合連合会に対して総督府が統制数量の割当てを行い、さらに各州の連合会が管下の統制組合に割当てするというものであった。統制組合は原則的には地主・生産者の任意組織の形をとっていたが、実態は米穀貯蔵用の倉庫建設に当たっては、費用の8割を総督府が補助した上で、米穀の運搬にかかる経費も総督府持ちということであった。さらに、過剰米がふくらんだ場合には生産者による統制に加え、米穀商にも組合を組織させることになっていた。台湾に割当てられた統制保管量は110万石（粳にして220万石）ほどであったが、最大の課題はこれだけの量を貯蔵できる倉庫をどうするかという問題であった。総督府は5カ年計画でこの問題を解決する予定であった。しかし、折しも翌1937（昭和12）年、日中戦争が勃発する。肥料、農薬等の値上がりや品不足に軍需動員、徴兵等々が“内地”農家を圧迫するこ

とになった。政府は“内地”農家保護と軍用米確保・食糧自給を両立させねばならない難しい状況に直面し、外地米統制も既定方針通りの実行が厳しくなってきた。一方、台湾総督府の方も台湾米保護政策を推進しつつ生産抑制方針も打ち出さねばならないという、日本政府同様に難しい舵取りを迫られる状況であった。総督府の具体的な生産抑制策としては、奨励金を交付しての作付転換、水利施設の新設・改修の禁止、土地改良事業の停止などが挙げられる。しかし、これらの施策は米作だけにとどまらず、台湾農業全体の発展をも阻害するものであった。総督府としては台湾米の生産抑制方針を維持したまま改良事業の再開を図りたいというのが本音であったが、いくら転作を呼びかけても台湾米価格が高止まりしたままでは農家がそれに応じることは期待できず、また土地改良事業などの再開も困難であった。つまり総督府としては、台湾における米価水準の操作を可能にする施策の実施が不可欠となっていたのである。

そうした状況を背景に総督府内で浮上してきたのが「台湾米穀移出管理制度」構想であった。これによって、互いに内部に矛盾を抱えながら、構図的には農林省を中心に中央政府が推進する「米穀自治管理法」と総督府の「台湾米移出管理」構想とが対立するという形が出現することになる。その後の両者の対立・交渉から妥協に至る過程については、すでに明らかにされている部分が多いため、詳細はそちらに譲りたいと思う⁸。ここでは1938（昭和13）年の7月になってようやく双方の妥協が成立し、翌1939年の5月に「台湾米穀移出管理令」（以下、「米管令」と略す）が公布、11月に施行されたことを記しておくことにとどめる。

II. 台湾米穀移出管理令について

1. 概要と実施の経緯

成立した「米管令」の中身を見ていく前に、まず総督府側が独自に構想していた移出米管理制度の目的と内容を明らかにしておきたいと思う。

次に挙げるのは「米管令」公布の一年前、1938（昭和13）年5月に総督府が移出米管理制度の基本方針を策定し文章化した「台湾移出米管理要綱」（以下、「管理要綱」と略す）の主な内容である⁹。当然のことながら、ここには農林省との妥協が成立する前の時点での総督府の基本的な考えが明確に示されている。主要な点を紹介しておく。

第一、管理事業ノ目的

米穀ノ移出ヲ管理スルコトニヨリテ島内米価ヲ適正ナラシメ米作偏重ノ傾向ヲ矯メ各種有用作物ノ栽培ヲ奨励シ農家経済ノ安定向上ヲ期スルト共ニ積極的ニ農業生産力ノ増進ヲ図リ農産資源ノ開発利用ヲ促進セントス。

第二、管理ノ方法

- (二) 移出セラルベキ米穀ハ総テ台湾総督府ニ於テ買入ルルモノトス。
- (三) 台湾総督府ノ所有スル米穀若ハ台湾総督府ヨリ売渡シタル米穀ニ非ザレバ移出スルコトヲ得ザルモノトス。
- (四) 台湾総督府ハ米穀ノ買入ヲ成ルベク移出計画ニ副ハシムル為ニ勸業、農業倉庫業者其ノ他ヲシテ団体ヲ組織セシメ売渡ノ申込ヲ自治的ニ統制セシムルモノトス。
- (五) 米穀ノ買入ハ玄米ヲ以テ之ヲ為スモノトス。(以下、略)
- (七) 買入米価ハ第一期作及第二期作別ニ

其ノ作付準備前ニ之ヲ発表スルモノトス。(以下、略)

- (八) 買入米価ハ生産費ヲ基礎トシ物価其ノ他ノ経済事情ヲ参酌シテ種類、銘柄、等級別ニ移出港渡ノ価格ニ付キ之ヲ決定シ告示スルモノトス。
- (十二) 台湾総督府ニ於テ買入タル米穀ヲ内地ニ移出スルニ当リテ八月別移出計画ニ拠リ現在ノ移出米商ヲシテ組合又ハ会社ヲ組織セシメ原則トシテ之ニ委託シ内地市場ニ販売セシムルモノトス。

第三、管理ノ機関

- (三) 買入米価ノ決定並ニ変更其ノ他ノ重要事項ヲ審議セシムル為ニ台湾移出米管理委員会ヲ設置スルモノトス。

一方、農林省と交渉の末に折り合いがついて成立した「米管令」の主要条項は以下の如くである。

第二条

政府ハ移出ヲ目的トスル米穀ノ買入及売渡ヲ行フ。

第三条

政府ハ台湾総督ノ定ムル所ニ依リ毎年第一期作米及第二期作米毎ニ米穀ノ買入価格ヲ定メ其ノ作付前ニ之ヲ告知ス。(以下、略)

第四条

前条ノ買入米価ノ決定及改定ハ台湾移出米管理委員会ニ諮問シテ之ヲ為ス。

第五条

政府ハ台湾総督ノ定ムル所ニ依リ第三条ノ買入米価ニ依ル売渡ノ申込ニ応ジテ米穀ノ買入ヲ為ス。(以下、略)

第六条

政府ハ内地ニ於ケル時価ニ準拠シタル価格ヲ以テ移出ヲ目的トスル米穀ノ売渡ヲ行

フ。

第七条

米穀八政府ノ所有スルモノ及台湾總督ノ定
ムルモノヲ除クノ外前条ノ規定ニ依リ政府
ノ売渡シタルモノニ非ザレバ之ヲ移出スル
コトヲ得ズ。

両者を比較してみたい。基本的に台湾島内での米穀の買入れに関しては総督府の意向に沿った線で交渉がまとまったことがわかる。「米管令」とほぼ同時に公布された「施行規則」を含めて見ると、移出米は毎月計画的にすべてを総督府が買上げることが明示されている。買入れ価格決定については、一期作米、二期作米とも作付け前に基隆・高雄渡しの価格が発表されることになっていたが、これを決定するのが関係官吏、学識経験者、合計25名で構成される台湾移出米管理委員会であった。ここで生産費・運賃などを加えた額に物価や経済状況を加味した上で銘柄別、種類別、等級別に買入れ価格を発表する規定であった。これは「管理要綱」の内容をほぼそのまま取り入れたものと考えてよい。一方、販売について見てみると、総督府は、それまで移出業務を担ってきた商社に共同で新たな移出組合、もしくは会社を組織させ、そこに委託することを考えていた。しかし、成立した「米管令」第六条には移出米の売却を行うのは政府であると記すだけで、「施行規則」にもそれ以上の具体的販売システムに関する記述は見あたらない。しかし、この点こそ農林省が総督府との交渉の中で最後まで譲歩することのなかった一点であると考えられる。台湾総督府の内部資料『台湾米穀移出管理ニ関スル資料 其ノ二』2。「管理米ノ移出並ニ販売方法ニ関スル協定書」は、総督府、農林省、拓務省の間で1938（昭和13）年7月27日に成立した移出米販売に関する協定書である。即ち、総督府が「管

理要綱」に示された方針に沿って農林省と交渉を行い、どうにか妥協点を見つけて成文化したものがこの協定書であり、「米管令」の販売部分について細部を取り決めた実施マニュアルと言えるものである。主な条項を記すと、

農林省八總督府ヨリ委託セラレタル米穀
ノ販売八總テ之ヲ米穀配給株式会社ヲシ
テ代行セシムルモノトス。

米穀配給株式会社販売契約ヲ締結シタル
トキ八直ニ農林省及總督府ニ報告ヲ為シ
總督府八之二基キ移出港ニ於テ農林省立
会ノ下ニ米穀配給株式会社ニ対シ現物ノ
引渡ヲ為スモノトス。

米穀配給株式会社販売ヲ了シタルトキ八
直ニ其ノ責任ニ於テ代金ヲ徴収シ其ノ都
度總督府ニ送金スルモノトス。

總督府八米穀配給株式会社ニ対シ販売ニ
要スル経費トシテ農林省ト協議シタル手
数料ヲ交付スルモノトス。

農林省側が打ち出した“内地”向け販売の具体策は、日本米穀配給株式会社という新会社を設立し、販売はすべてそこに委託して行い、代金は会社が総督府に送金し、総督府側は会社に対して数量に応じた販売手数料を支払うというものであった。つまり、“内地”向けの移出・販売に関しては、総督府の当初案はかなりの部分が退けられ、農林省が権限を握る形で決着したという見方ができるであろう。

「米管令」の公布を受けて、総督府は「米穀局」を新設するとともに、島内11ヶ所に米穀事務所、出張所を設置して米の買入れ業務に当たらせることとした。売渡しの申し込みがあると、出先機関が管轄する各駅構内にある米穀検査の指定倉庫で検査を行った上、基隆または高雄の倉渡して米穀局が米を受け取り、形式上はその場で販売を農林省に委託する。しかし実際

には、農林省の職員は立ち会うだけで米は直ちに日本米穀配給株式会社に引き渡され“内地”の台湾米販売業者に売却される、というのが買上げと引き渡しの大まかな仕組みであった¹⁰。つまり、販売に関しては農林省を通して、監督下にある販売会社が一手にその権限を握ることになった代わりに、台湾は「米穀自治管理法」の対象から外れ、移出米すべての買上げと価格決定は総督府の権限で実施する、いわゆる専売制を導入することで双方の歩み寄りが図られたのであった¹¹。

2. 総督府による影響予測

「米管令」の概要、及び実施の経緯については以上の如くである。しかし、より重要なのは、これが台湾側における生産・流通の実態や“内地”の米穀需給状況にどのような影響を与えることになったかということであろう。そこで、台湾側に絞って、総督府が移出米管理制度実施による島内流通への影響を事前にどう見ていたか、検討してみたい。

総督府は「管理要綱」を作成するに当たって、計画を実施した場合に問題となるであろう様々な影響とそれに対する対策を準備し、想定問答の形でとりまとめていた。それは『台湾米穀移出管理案二関スル資料』にファイルされているが、“其ノ一”の30番目に「移出米管理ノ台湾米取扱業者ニ及ボス影響並ニ之ガ対策如何」と題する項が収められていて、台湾米流通に携わる業者への影響と対策について、総督府の見通しが示されている。その記述をもとに個別に検討してみたい。

①正米市場への影響：正米市場への影響については「管理事業実施二伴ヒ業務存続不可能トナルベク予想セラルルヲ以テ救済策二関シ考慮中ナリ。」とある。移出米管理が実施されると、

公定価格による米の買付けが行われることになる。即ち、取引市場を経由して米が流通することがなくなるため、正米市場は廃止される方針であった。では、考慮中とある救済策の内容であるが、同じく『台湾米穀移出管理案二関スル資料 其ノ一』31「移出米取扱業者ノ収益調並補償計画」によると、補償金として年平均純剰余金額の三年分を市場、組合員等に支払うことで解決を図ろうとしたのであった。因みに、具体的補償金額は正米市場33,687円、組合員278,556円、米穀代行会社60,795円と算出されている。

②移出米商への影響：再び30「移出米管理ノ台湾米取扱業者ニ及ボス影響並ニ之ガ対策如何」に目を向けると、「管理実施ト共ニ移出商ノ存在不要トナルヲ以テ従来ノ同業者ノ功績ニ鑑ミ之ガ救済ノ方法ニ関シ農林省ト共ニ考慮中ナリ。」とある。上述の如く、総督府は移出商に新しく会社、或いは組合を作らせ、そこに販売を委託する構想を持っていた。しかし、農林省との交渉が終盤を迎える中で、“内地”への販売業務に関しては総督府側の意向を押し通すことは難しいと判断したものと考えられる。この時点で移出米商として登録されていた26軒は、少なくとも島内においてはその業務を失うことになったのである。そこで、こちらの救済方法も具体的には金銭補償ということになり、年平均の取扱高を450万石とし、石当たりの利益を10銭と計算して年間の平均利益45万円の三年分、つまり135万円を三井・三菱などの移出業者に補償する方向で検討が進められることになった。尚、李力庸氏によると、“内地”向けの米移出事業から撤退することになった商社の主立ったものは、1939(昭和14)年11月に朝鮮・沖縄向けの台湾米移出業務に特化した「台湾米穀移出組合」を結成するとともに、翌年1月に

は「台湾米輸出組合」という組織を立ち上げ、大陸向けの輸出を担うことにしたというが、取扱量は多くなく、その年7月には解散に至ったということである¹²。

③土壟間（籾摺業者）への影響：土壟間は台湾では一般に「トランケン」と呼ばれ、長年にわたって島内における米移出事業の中核にあって流通をコントロールしてきたと言っても過言ではない¹³。農家から買付けた籾を彼らが調製して玄米に加工し、それを移出商が買上げて“内地”へと流していた。農家にとっては伝統的な金融機関でもあり、投機的取引を繰り返すことで移出商を振り回す“曲者”でもあった。台湾米流通のカギを握る籾摺業者の活動を如何にコントロールして計画通りに米を買付けるかは、移出米管理制度の成否にかかわる最大、かつ最重要といってもよい課題であった。そうした土壟間に対する総督府の方針は次のようなものであった。「従来ノ如ク時トシテ非常ナル利益ヲ拵グルコト不可能ナルモ一定確實ノ収入ヲ得堅実ス・管理実施ト共ニ現在ノ同業組合ヲ改組シ管理事業ノ補助機関トシテ利用スルト共ニ籾摺業者取締規則ヲ施行シ取締リノ徹底ヲ期ス。」また、「管理要綱」にも米穀の買入れは玄米を以て行うことが明記されており、管理制度の実施後も、総督府としては土壟間を集荷機関と位置付け、何等かの形で引き続き利用していく方針を示していた。ただ、公定価格による買上げになると、籾摺業者はこれまでのように米価の騰落を前提とした投機的取引によって利益を上げることができなくなり、一定の手数料収入に頼る、いわゆる“籾の賃摺り屋”になることが想定されていた。そのため、総督府側には、土壟間が利幅を拡大する目的で農民から籾を安く買い叩くのではないかという懸念もあったようである¹⁴。総督府はそうした問題を取り除き、

円滑に米を買い付けるために如何なる方策でのぞんだのか、またその結果については次章において検討することにしたい。

また、土壟間の大きな収入源の一つであった青田買いについては、「其ノ投機的動機ニ依ルモノハ前記ノ如ク買上価格ノ一定セラルルコトニ依リテ其ノ影ヲ絶ツニ至ルベキモ米作農ニ対スル金融上ノ必要ニ基テスル青田売買ハ依然トシテ存続セラルルモノト思料セラル。」とあることから、農村金融機関の必要性は認識していたと考えることができよう。ただ、具体的に管理事業の補助機関という位置付けがどのようなものであるのか、この時点では不明で、正米市場や移出商とは異なり、補償の対象とはしない、即ち、いきなり廃業させることはないという程度の方針が示されていると解釈すべきであろう。

Ⅲ．「米管令」の施行

1．「米管令」実施後の状況と総督府の対応

繰り返しになるが、総督府の移出米管理に対する基本姿勢は、米価を抑制して甘蔗等への転作を奨励し多角化するとともに、米穀管理による収入を島内開発や土地改良、水利施設の整備などに利用しようというものであった。そこで、生産者から注目を集め総督府にとっても大きな課題となったのが、米価を具体的にどの程度引き下げるかという問題であった。総督府は当初、市価よりも一石（238斤）当たり2円安程度で買上げると議会で答弁していた¹⁵。その方針を受け1939（昭和14）年5月29日、第一回の台湾移出米管理委員会が開かれ、買上価格は一石25円75銭と決定された。ところが、ここでも“内地”の米穀需給状況が急変する。“内地”の米穀需要を支える大供給地の朝鮮で旱魃が発

生、移出がほぼ杜絶したことが“内地”での米価高騰につながった。そのため、台湾米への需要が増大し、価格を押し上げることになったのである¹⁶。第二期米の買上価格はすでに上記のように決定されていたが、これを実際の市中価格が上回るという現象が出現してしまった。このことは以下に示すように新聞でも取り上げられる大問題となった。『台湾新民報』1939(昭和14)年6月29日付の社説には、

米穀管理令の実施によって二期米に対する買上値段が既に決定され之を今回の時価に比すれば著しき安値にあることは明らかとなった。即ち北部二期蓬莱米の買値が十円八十二銭にして之を正米市場の先物十二円七十七銭に比すれば百斤に付き一元九十五銭の鞘があり、尚之を石に換算すれば実に四円八十銭以上の利益となる。

とある。こうした状況は有力な地主達による公定米価見直しの陳情へと発展する。しかも“内地”では一段と米価の高騰が進み、それがまた台湾米の価格に跳ね返るといった状況にあった。そこで10月25日、第二回目の移出米管理委員会が開催され、買上価格を前回より1円57銭上積みして一石当たり27円32銭と決定した。当時、台湾から大阪・東京までの平均運賃は2円57銭であったが、これに米穀会社への手数料15銭をプラスすると、30円4銭になる。これが“内地”における台湾米(台北州産三等蓬莱米)の元値ということになる¹⁷。“内地”では米価の高騰激しく、日本政府も8月16日には最高公定価格をそれまでの35円40銭から38円に引き上げていた。つまり仮に“内地”において元値30円4銭の台湾米を38円で売れば総督府は一石に付き8円近い利益が得られる状況になっていたわけである¹⁸。もちろん“内地米”と同じ値段で売れたわけではないので詳細な利幅は不明である

が、台湾米価格が上昇し“内地米”に対して石3~4円安で取引されていたとしても、総督府の利益は相当な額になったことは間違いない。当然、総督府が新たに打ち出した27円32銭という島内買上価格では、とても生産者を納得させられるものではなかった。その結果、11月17日に三回目の移出米管理委員会が開かれることとなり、前回よりさらに3円近くを加算して一石30円25銭を買上価格とすることに決定した。“内地”における元値を計算すると32円97銭となる。12月11日付の新聞報道によると、この時期の東京芝浦では台湾米が一石40円86銭で取引されていたという¹⁹。ゴタゴタを繰り返した末の公定買上価格であるが、それでも計算上は総督府に一石8円近くの利益をもたらした可能性は否定できない。

さて、台湾米買上価格の決定をめぐる迷走ぶりは何を物語るのであろうか。それは米価抑制を掲げてスタートした「米管令」が実際には“内地”における米価高の波を受けて実施早々に方針を見直さざるを得ない状況に直面したということである。上述したような“内地”における米の取引相場の動きや台湾米との値開き状況を見れば、最終決定された価格に生産者側が納得して積極的な売却を進めることを期待するのは難しかった。『台湾日日新報』11月23日付の「玄米最高売渡価格と白米最高小売値段を公定」には以下のようにある。

府米穀局の十一月中旬管理米買入実績は蓬莱玄米二十四万六千八百四十一袋、・・・割当数量に対して蓬莱は六割六分、丸糶は七分にしか達しなかった。斯く不振であった原因は・・・島内米価が買入価格以上に上廻っていたこと、作遅れによる出廻遅れ等に依り糶摺業者の買付困難を来したためである。・・・尚ほ米管実施以来

の買上累計は蓬莱玄米三十七万三千五百八十四袋、・・・割当数量に対し蓬莱は七割四分丸糶は七分の成績である。

この記事は、島内の米相場が高騰して公定買上価格を上回ったために蓬莱米の買上が70%程度しか進んでいなかったことを示している。台南地方の状況を伝える『台湾新報』11月8日付の記事にも、

今回台南州米穀同業組合より発表された籾買上げ価格が普通一般に取引される価格と値開きがあるので買上げが渋滞し第一回の割当に対し納入の成績を上げやうとする土壟間業者又は産倉側は思ひも掛けぬ難関に達着したので已むを得ず買上げ価格よりも千斤に付き二、三円高値で自腹を切って買上げ納入すべく東奔西走しているわけである。・・・今回の納入で土壟間業者が払った犠牲は莫大なものがある。

とある。買上価格の再三の改定でも追いつかない、或いは買上価格が再三引き上げられるから、それがさらに市中米価の上昇を促すことになったとも考えられる。籾の買上機関である土壟間と産業組合倉庫（産倉）は過去三年間の取扱い実績をもとに買入れ数量を割り当てられていた。彼らはノルマを達成できない場合は営業許可取消しの恐れもあるため、まさに出血覚悟で籾の買取りに走り回らねばならなかった。千斤に付き2～3円の高値ということは、公定の買上価格より一袋（100斤＝0.42石）約20～30銭も高く買い取ったことになる。総督府は後に「米穀納入組合」を組織して籾の集荷を一元化するが、指定工場となった土壟間に対して納入組合が支払った籾摺実費は玄米一袋に対し33～38銭程度であったという²⁰。また、筆者はかつて土壟間の一袋当たりの籾摺経費を86銭、同じく一袋から得られる利益は5～6銭程度と試算

したことがある²¹。以上の点から考えると、一袋当たり20～30銭（石換算で50～75銭）高というのは大変な数字であり、コストカットや補助金なしの、しかも賃摺りだけの業務で一袋20～30銭多く支出すればとても商売が成り立つとは思えない。土壟間の犠牲が甚大であったという報道には一定の説得力があると言ってよい。

このように、「米管令」実施直後から籾の買上げは思うように進まず、そのしわ寄せが土壟間や産倉に来ているという状況であった。

さらに、「米管令」の実施は台湾島内における米の需給バランスにも影響を及ぼしていたことに注目しなければならない。それは台北をはじめとする都市部において消費米の不足と価格上昇が顕著になってきたことである。この状況はすでに昭和14年秋から見られるようになり、年が明け昭和15年の春、いわゆる端境期に向けて深刻化した²²。『台湾日日新報』1939（昭和14）年12月6日付の社説「米管の趣旨に反する現象」は当時の状況をよく捉えた上で、「米管令」の目的が実施早々に変化していたことを伝えている。

台湾米穀管理令実施後茲一ヶ月余、総督府に於ては内地の米穀事情に鑑み、取敢へず百万石の管理米を早急に内地へ送ることになり各州毎に夫々割当の上買上げ、輸送等着々行はれてはいたが、此の過程に於て端なくも島内消費米の配給円滑を欠き、現に島都台北市の如き管理米価格に準拠した籾及び玄米の標準価格が公示されてあるにも拘はらず、それ以上の高値で闇取引が行はれ、・・・米管令の目的が、初め台湾の重要産業調整に重点を置いたことは事実であるが、戦時体制下の今日では、食糧を確保し之が配給の円滑と価格の適正を期することが殊に重大視せられて居り、従って米

管令の使命目的も内外地を通ずる米穀需給の安定にポイントが移ったことは否定出来ない。

即ち、島内農業の多角化を念頭に置いて米作偏重からの脱却を目指すとした「米管令」の目的は、日本政府の食糧政策に振り回される形で、早くも“内地”における米穀需給の安定という方向へ舵を切らざるを得なかったのである。その結果、台湾においては移出米の買付けがなかなか進まず、土産間などの集荷・糶摺を担う業者は疲弊する一方、消費米として売買されるべき米も市場に出回らず高値での闇取引が横行するという事態を作り出していた。このような「米管令」施行前後の混乱を、台湾銀行は金融機関の立場からどのように捉えていたのであろうか。台銀の調査課は次のように総括している。

適正米価が二度迄も改訂を余儀なくせられ且昭和十四年十二月には米穀摺精制限規則の公布を見、節米を要する状態に至り総督府に於ては十五年一期作米の増産計画を協議各州の生産割当を決定せり。斯る減産の機構より増産の機構に切替へたる事は米穀移出管理実施による田地価の下落予想を解決せり。……十五年一期作よりは臨時措置に基き移出米のみならず原則として政府の買上げざる島内一般消費米と雖も総督府の管理下に置き配給統制を行ふこととなれり。要するに米管政策の実際は移出管理より全体管理へと拡大統制の理念は本質的に変革を来し、当初の目的たる移出及間接的生産制限は最大限の移出と可及的増産主義へと変化をなせるは本島農地価格の趨勢を論ずる上に於て見逃すを得ざる重要事なりと被考²³。

昭和14年第二期作から施行された「米管令」

は、総督府によって翌十五年の一期作米から増産体制へ切り替えられたことと、さらに島内消費米の価格高騰を抑えるため移出米だけでなく島内の米すべてを総督府が買付けて配給制度を敷くという、まさに“移出管理から全体管理”へと拡大したこと、この二つの大きな方針転換によって理念そのものが変質したものと見做されたのであった²⁴。『台湾日日新報』もほとんど同様の見方を示していたことから「米管令」は初めから矛盾を抱えてスタートし、早い時期に基本的理念を転換したことで、その後の具体的な政策も一段と統制色の濃い戦時食糧増産体制を支えるものとなっていったと見るべきであろう。

その点をもう少し具体的に見てみよう。総督府が直面した問題は二つあった。一つは島内消費米の流通減少とそれによる価格の上昇、もう一つは移出用物の買付けが思うように進まなかったことである。そこで、これらの問題を解決するために打ち出したのが島内消費米を含めたすべての米の管理統制である。

(表1)は、米種毎の移出量、島内消費量を示している。これを見ると、昭和9年の在来米・蓬莱米島内消費量は合計約350万石だったものが、5年後の13年には約480万石に増加してい

表1. 米種別移出及び島内消費量 (単位、石)

	蓬莱米		在来米	
	移出量	島内消費量	移出量	島内消費量
昭和9年	3,847,022	439,258	351,572	3,144,714
10年	3,552,749	943,254	158,010	3,058,590
11年	3,631,502	1,007,700	110,290	3,391,156
12年	3,753,699	1,029,324	172,259	3,367,514
13年	3,888,589	1,387,734	135,790	3,473,735

出典)『台湾金融経済月報』116号(昭和14年6月号)
「米管令施行後に於ける島内消費米相場如何」の内容をもとに筆者が作成。

備考)島内消費量には農家の自己消費分を含む。

る。移出量に大きな変化が見られない中で、島内消費される米の総量が著しく増加している点にまず注目したい。さらにその内訳を見ると、在来米の島内消費量はほぼ横ばいであるのに対して、それまでほとんど移出用であった蓬莱米の消費が5年間で3倍以上になっていることに気付く。つまり、在来米は消費用、蓬莱米は移出用という従来の“棲み分け”に変化が出てきていたということである。米穀流通に占める島内消費の割合が上昇したことに加え、蓬莱米総生産量に占める島内消費割合も昭和9年には10%程度であったものが、13年には25%を超えるまでに拡大していた事実から見ると、移出米価格と島内消費米の相場は、それまで以上に相互に影響し合うようになっていたと考えるべきであろう。消費米の相場の騰落が移出米の出回りを阻害したり投機の余地を生んだり、或いはその逆の状況が出現したりする環境が生まれていたと考えるべきである。こうした背景もあり、「米管令」の実施によって、これまで潜在化していた島内の米不足が一挙に表面化し増幅した状況を解決するために、総督府は米の“全体管理”に踏み切ったものと考えられる。

まず総督府は昭和14年第二期作米の集荷を予定通り進めることができなかつたことで、農家がどれだけの未供出物を抱えているか、同様に籾摺業者の在庫量がどのくらいあるのかという原料籾の基礎的な数字の把握に踏み出した²⁵。具体的には農家の販売可能な籾をすべて管理下に置くため、昭和15年第一期作米に対する臨時措置として、全米作農家に対し個人別初生産量、農家の自家消費量、小作料として納入すべき量、販売可能数量の調査を実施し、可能な数量はすべて当局の指定する土壟間、農産倉の団体へ売却させることとした²⁶。そして、これらの業者団体において買入れ籾を玄米に調製し、

そのすべてを総督府に納入させる事にしたのである。土壟間等で組織する籾の買入れ団体設立について、昭和15年5月、総督府総務長官より地方長官宛に以下のような通達が出されている。

- イ．知事、庁長八籾摺業者、農産倉ノ分布状況ヲ考慮シ比較的集団セル地方ヲ中心ニソノ団体ヲ組織セシメ右団体ノ集荷地域ヲ調製能力、従来ノ実績、地理的条件等ヲ考慮ノ上決定シ夫々指定ヲ為スモノトス。
- ロ．籾摺業者、農産倉ノ団体ハソノ指定セラレタル地域内ニ於ケル販売可能数量ノ籾ヲ農家ノ庭先ニテ購入シ之ヲ団体員ノ実績ニ基キ適宜配分スルモノトス²⁷。

即ち、土壟間と農産倉の競争防止のため、集荷区域を設定し、その中で土壟間と農産倉に共同で籾摺団体を組織させ、団体として買付け・籾摺りを行うように指示している。これは総督府が籾の段階から買付けをコントロールし、移出米・消費米を含む島内の米穀需給全般の管理を行う上での大きな第一歩であったと考えられる。籾摺事業者を改組して管理下に置き、土壟間と産倉の籾買付け競争を緩和して意のままに籾の集荷、貯蔵、調製を行わしめるため、土壟間・産倉の別を問わず一元的に改組して各地に籾摺団体を設立させた。そして出荷割当てを実施したが、これは土壟間などの籾摺業者にとっては経営上の激変であった。籾摺価格が公定化され、手数料化によって投機的利益が望めなくなると、籾摺業者は少しでも多くの籾を買付けて賃料を稼ぐしかなく、上述したような出血覚悟での籾集めに走らざるを得なかつたのである。

総督府は日本国内の米穀需給状況の変化によって、米作からの転換を進めるという当初の

目的は後退せざるを得なかったが、これまで手を付けることができなかった土壟間の管理統制と、島内における籾の生産・貯蔵・流通及び消費状況の把握という問題の解決に向けて大きく踏み出したと捉えるべきであろう。総督府は自らが籾の直接買付けを行うことはできない以上、集荷機構のコントロールを強めるしかなく、昭和16年に入るとさらなる統制に踏み込むことになるのである。

2. 米穀納入組合の設立

総督府が米穀納入組合を正式にスタートさせたのは1941(昭和16)年5月である。しかし、「米管令」が施行される直前の1939(昭和14)年9月の『台湾農会報』に掲載された総督府の見解を見ると、

(籾の)買入計画が立てば之を計画通りに納入して貰ふやうに各州庁に割当てるのであるが、特に納入組合の如きものを設立せず州庁に於ては既存の同業組合及産倉協会に割当て²⁸。

とあり、新たに納入組合という別組織をつくって籾の買付けを一元的にコントロールすることは想定していないというものであった²⁹。しかし、「米管令」施行後の混乱で事態は大きく変化する。加えて、昭和15年の第二期作は秋の台風によって近年稀に見る大不作であった。平年作と比べ120万石以上の生産減となり、総督府は16年1月以降、一般消費米も含め販売米はすべて買入れて配給することとし、一方で農林省と協議の上、10万石の外米融通を受けるといふ、まさに非常態勢での対応となった³⁰。こうした状況を受け、総督府は籾摺業者のコントロールを強化して“移出管理から全体管理”へという方針を徹底させるべく、一元的集荷機関として州・郡を単位に「米穀納入組合」を設立

する方針を打ち出したということであった。すでに述べたように、昭和15年5月の総務長官通達により、土壟間と農産倉共同の籾摺団体をつくるようになっていたが、市郡単位に組織されたものが多く、ねらい通りの機能を発揮するには至らなかったという³¹。そこで1941(昭和16)年5月、さらに一歩進めて正式導入された米穀納入組合の中身を見てみると、以下の点が注目される。

共同計算制を導入して籾集荷を一元化し、籾の所有を統一する。

過剰状態となっている籾摺工場を休止させ、運転工場については実態に合った割当区域に見直す。

各州、知事を組合長とし、総督府による監督を徹底する³²。

納入組合の事業は生産者の販売籾を買付け玄米化して総督府へ納入することである。それまでの籾摺団体においては共同計算制がとられていなかったために団体を構成していた土壟間と産倉が別会計のまま、各地で籾の買付け競争が発生した。しかし納入組合には共同計算制が導入され、課題であった籾の買付け・集荷がかなり改善できるものと期待された。また、買い取った籾は直ちに籾摺工場に委託することになっていたが、納入組合発足時にその全島組織である「台湾米穀納入協会」に加盟した籾摺工場は936ヶ所、そのうち総督府が指定工場とし、納入組合から籾摺りを引き受けることになったものは549ヶ所であった。残りの387ヶ所は休止状態に置かれ、補償を行うことで土壟間の整理を実行すると同時に、各指定工場別に集荷区域制度を制定して、責任をもって籾を集めさせるようにしたのであった。納入組合は籾の集荷に当たっては即金で支払いを行い、それまで前貸しを実施してきた土壟間の減少に対応するため、農民

ることが出来る。

一、島内消費米価格の統制を図る。

会社が出来れば全島の移出米用の粳は勿論、島内消費米用の粳も全部一手で糶摺をなし調製された玄米は公正な価格で販売することとなるので島内消費米の価格は安定することとなりその及ぼす利益は大である。

一、経営の合理化で糶摺費用は低下

土壘間の調製料は粳価の約一割と見られて居るが会社が一元的に経営せば経営合理化により五六分程度に縮小されよう。

一、会社の過剰利益は農村に還元

過剰利益が生じた場合は糶摺工場の改善や粳乾燥場の改善その他の事業をなし農村施設の改善に当てる方針である。

即ち、米取引と調製は移出用、島内消費費用を問わずすべて「会社」で行い、金融機能も持たせる。消費用米についても価格統制を行う。さらに、利益が出れば農村振興や糶摺りの改善に投資する、というものである。これは土壘間・産倉の息の根を止めるに等しいものであった。松野は最後に次のように述べている。

若しこの際土壘間業者が之に反対するときは米管実施により粳の取引も或程度取締る方針であるから弱小土壘間は農倉に圧迫され自滅の途を辿るに至らう。故に本会社案は寧ろ土壘間の救済機関とも云ふべきものであり、今ならば土壘間の工場も相当優遇した価格で買収することが出来、経営者は工場長又は従業員として本業を継続し得ると思ふ。

土壘間を強く牽制する、ある種恫喝に近い感じさえ受けるものである。土壘間にしてみればこの方針に同意してもしなくても将来はないということである。まさに土壘間に引導を渡す内

容であるが、問題は総督府の中でこうした具体案が以前から練られており「米管令」の公布とともに表に出てきたことである。殖産局は昭和14年6月3日、全島勸業課長会議を招集し、この件を諮った。席上、賛否両論あったため、今後の検討課題ということで結論は見送られたが、松野課長は如何なる反対があっても押し切って断行する姿勢を崩さず、田端殖産局長も暗にこれを指示したと伝えられる⁴¹。これが事実であれば、殖産局の上層部の間でかなり周到に準備した上で一気に実行に移そうとしたものではないかと考えられる。田端殖産局長は、松野課長の談話が掲載された『台湾米報』の前々号である108号(昭和14年4月号)の誌上では、「米管実施により土壘間は引続き集荷機関として利用することになっている⁴²」と述べている。前章でふれたが、「米管令」の実施に当たっては総督府は土壘間とその同業組合の活用を繰り返し表明している。しかし、その一方では並行して「会社」の設立計画を着々と進めていたことになる。つまり殖産局の上層部は早い段階から糶摺業者の完全統制によってこそ島内における米穀流通全般の管理権を掌握するとともに、米作への異常なシフトを矯正し、総督府の基本方針である「各重要産業の調和ある立体的発達を促進する⁴³」ことができるという認識を共有していたと言えるであろう。

こうした動きを知った土壘間・産倉関係者らは猛反発を見せ、勸業課長会議の前日に「米穀納入会社設立対策全島大会」と銘打って決起集会を開催し反対を決議、陳情文を採択して田端殖産局長をはじめ総務、財務などの総督府の各局長、各州知事などへ提出したほか、農林省米穀局長と拓務省の殖産局長へも航空便で送付したとのことであった⁴⁴。陳情書の一部を紹介すると、

米穀納入会社新設は屋上屋を架し、農民の負担を加重するのみにて、吾人は其の必要を認めず。現存機関を統制活用せらるるを以て米管法実施の目的を十分達成し得らるるものと確信す⁴⁵。・・・

とあり、陳情文ということで若干遠慮した言い回しになっている。これに対し、台中産倉協会の「米穀納入会社創設二対スル考察⁴⁶」には、より具体的な意見が記されている。その内容をまとめると、①既存機関に比べ新「会社」は三倍近い経費を必要とし、概算で250万円の過分支出は結局農民の負担に転嫁される。②独占企業ができたことで籾の買付け、玄米歩留査定など、すべて無競争となってしまう。③戦時下における米の増産に支障が出る。④地方の事情に暗いため青田担保貸付を実施しても十分に行き渡らない恐れがある。⑤農民負担が増せば小作問題の悪化につながる。⑥土壟間・産倉の事業権が取り上げられ、根本的に破壊されることで、民心の動揺を招く。⑦産業組合が株式会社に参加するのは法律上問題がある。⑧米穀納入を円滑に行うには既存の機関を活用しても問題はない、等々である。「会社」設立の一番のねらいは籾取扱量70～80%のシェアを維持する土壟間の統制であったと考えられるが、殖産局の構想が実現すれば既存の土壟間・産倉は完全に消滅するだけでなく、農民への負担が増すと考えたためか、産業組合や農地地主の反発が予想以上に強かったのは殖産局にとってやや誤算であったかも知れない⁴⁷。

その後、陳情が功を奏したのか、農民負担の増大に危機感を抱いた拓務省が反対の態度を表明したことで、「会社」設立構想は一応無期限延期という形で落ち着いた。しかし、「会社」設立の件が提案された全島勸業課長会議から僅かに二ヶ月後の昭和14年8月7日、今度は全島内

務部長会議において、11月から実施の「米管令」に基く納入機関として各州米穀商同業組合（土壟間組合）と産倉協会を包括した「米穀納入組合」を設置する方針が提案されていたのであった。既に述べたように、この組合が正式に発足するのは1941（昭和16）年5月になってからである。総督府は「米管令」が施行された1939（昭和14）年11月以降、移出用籾の買上げが進まなかったことや島内消費米の価格高騰、さらには急激な“内地”における米穀需要の拡大などのために、その対策として米穀納入組合の設立を打ち出したことになっている。しかし実際には籾摺業者が長年維持してきた力を剥奪し、総督府が台湾米流通を完全に管理統制下に置こうとする納入会社構想の一環と位置付けるべきであろう。納入組合の事業、運営面等を見ると「会社」がめざしたものの多くを実現している。納入組合の設立は状況の変化に対応した“結果”と見るのではなく、むしろ状況の変化を利用する形で着実に準備を進めたことによる総督府の“成果”と見る方が自然であろう。

まとめ

昭和14年第二期米から施行された「台湾米穀移出管理令」と、その具体策として導入された「米穀納入組合」制度によって、移出から島内消費に至るすべての台湾米流通が総督府によって管理・統制されることとなった。米の取引市場は廃止され、それまで移出を担ってきた商社も事業からの撤退を余儀なくされた。就中、従来行われてきた土壟間と産倉による籾の買付け、調製、移出業者への売渡しという事業が、ほぼ完全に総督府の手に握られたことの意味は大きい。

本格的に米の移出が開始された20世紀初頭か

ら、米穀移出管理体制が敷かれるまでのおよそ40年間は、検査制度等の制約はあるものの、基本的には流通機構や取引方法は伝統的なあり方が継承され、民間主体の自由取引の時代と言えるものであった。移出業者は百戦錬磨の土壘間から如何にして品質の整った米を、確実に、低コストで買付けるかに苦心した。土壘間側からすると、如何に安く農家から籾を買付けて玄米にして売り抜けるか、換言すれば売却相手である移出商に対して自らの思惑、投機の幅をどれだけ広く確保するかが商売のカギであったと言える。農民との間においても、青田買いによる伝統的な資金の貸し付け（金融支配という見方もできるが）や農民の足もとを見た買い叩きが横行する反面、特に零細農民にとっては、土壘間は必要なときに比較的容易に生活資金の融通を受けることのできる、なくてはならない存在であったことも事実である。常に取引上の緊張関係やトラブルが存在したのは、自由取引がベースにあり、原則として総督府を頂点とする公権力が流通や取引システムを否定して専売制を導入したりすることがなかった、或いはできなかったからだと考えるべきである。

では、総督府は民間取引にすべてを委ねていたのか。筆者はこれまで1926（大正15）年の移出米検査制度の改正、1927（昭和2）年の全島統一的な米庫利用（販売）組合の導入、さらには1932、33（昭和7、8）年ごろ高まった土壘間の許可制導入をめぐる総督府の動きなどについて、拙稿において検討を行った⁴⁸。その中で見てきたのは、蓬莱米の登場後、総督府は機会ある毎に島内の米穀流通システムへの関与を強め、特に土壘間に対する統一的管理を実施しようと試みてきたということである。例えば、総督府の技師であった作田隆は、土壘間の許可制導入について次のように断言していた。

総督府の方針に従ひ改良に専念するものの中に籾摺作業権を与へ不正の利益の為に台湾米を犠牲にする様なものには大事な作業を一委すべきでないと思ふから断固として不良者を淘汰し質の良いものだけに籾摺作業権を与へ台湾米の改良に邁進すべきだと思ふ⁴⁹。

1930年代に入り、台湾産業における蓬莱米の役割が大きくなり、島内経済の牽引役を担うようになるのとほぼ時を同じくして、“内地”における台湾米移入規制の声が高まってきた。移出米管理を強化し専売制を導入しようとするれば、当然、移出業者に代わって総督府自身が米の買付けを担うことになる。土壘間は統制の標的にならざるを得ない存在であった。つまり、土壘間の伝統的活動そのものを否定し、米作部門全体を管理下に置くという納入組合制度は、総督府が検討しながら思うように成果を挙げることができなかった同業組合の全島統一化や許可制導入といった土壘間統制の延長線上に位置付けて捉えるべきであろう。そう考えれば、「米管令」の内容が、“外地米”の移入規制に主眼を置いた農林省と島内における米穀流通全般の管理・統制を目指す総督府の、まさしく妥協の産物であったことも納得できるのである。

周知の如く、昭和十年代は、すべての物資の統制経済化が進められ、とりわけ米穀については配給制度の強化が図られる。台湾米の移出政策についても、総督府を通じて中央政府の統制・管理下に収斂されていかざるを得なかったのは否定できない。この大きな流れから見れば、台湾島内における米の生産・流通業者と総督府との対立関係やせめぎ合いは、歴史の中に埋没しがちな問題である。しかし、20世紀初頭以来の、特に蓬莱米登場以後の台湾米移出の歴史を見ると、流通業者、特に籾摺・貯蔵を中

心的に担った土壟間への管理・統制を如何に徹底させていくかは総督府にとって極めて重要な課題であった。総督府が作成した移出管理案に関する資料を見ると、10年後の昭和24年度までの生産や移出を見通して計画を策定していたことがわかる⁵⁰。つまり、総督府側から見た場合、台湾米の移出管理制度の実施は、短期的な戦時統制としてだけでなく、戦争終結後の米穀移出事業をも見据えた上での、島内農業の米作単一化の是正、土地改良事業の推進、流通機構の整理、統制強化という、少なくとも総督府なりの中期的な見通しを含むものであったと考えられる。

さて、時代は日中戦争から太平洋戦争へと大きく動く。1942(昭和17)年2月、“内地”では食糧管理法が実施されて、同年7月には台湾にもその一部が施行される。そして翌18年12月になると、「米管令」が「台湾食糧管理令」へ移行されると同時に「台湾農業会令」も公布された。「食管令」によって主要食糧の確保と配給を担う食糧営団が創設され、「農会令」に基き農業食糧の一元的集荷・供出を担う農業会が組織されて、米穀納入組合もそこに編入されることになる。こうして供出と配給が義務付けられる所謂“決戦食糧政策”が推進されることになり、土壟間・産倉ともにその中に組み込まれていくことになるのである。

注

- 1 拙稿「1930年代、台湾における米質改善運動と土壟間」(『東アジア評論』7号、2015年3月)
- 2 台湾米の移出管理政策についての先行研究として、主に国内の政治・経済状況面から分析を試みた大豆生田稔『近代日本の食糧政策』第五章「食糧自給政策の限界 - 大恐慌期 - 」(1993年、ミネルヴァ書房)がある。また、台湾側の状況を分析した成果としては、李力庸『米穀流通與臺灣社會(1895 - 1945)』第六章「1930年代的米穀統制與反對運動」、第七章「戦時的流通與分配」(2009年、稻郷出版社)がある。その他、川野重任『台湾米穀経済論』第九章「米穀移出管理政策の登場」(1941年、有斐閣)、張志明「日治時期農業統制下の臺灣米穀政策研究」(2012年1月、国立政治大学日本語文研究所碩士論文)等、参照。
- 3 拙稿「台湾米流通と土壟間」(松田吉郎編『日本統治時代台湾の経済と社会』所収、2012年10月、晃洋書房)参照。
- 4 台湾正米市場『台湾米報』45号(昭和9年1月号)「米穀統制法と台湾米の動向」
- 5 李力庸、前掲論文、参照。
- 6 注4に同じ
- 7 台湾銀行調査課『台湾金融経済月報』79号(昭和11年5月号)「米穀自治管理と台湾」
- 8 大豆生田稔、前掲論文、参照。
- 9 総督府は1937(昭和12)年10月には、すでに独自の米穀管理構想を「台湾米穀管理要綱」としてまとめていた。しかし農林省に難色を示され、改訂案として作成し直したのが「台湾移出米管理要綱」であるが、基本的には前年案を踏襲したものとなっている。一方、台湾総督府『台湾米穀移出管理案二開スル資料 其ノ二』には、「台湾米穀移出管理要綱(案)」という文書が収められている。これは日付が昭和13年9月となっており、さらに農林省との折衝が進められた結果、まとめられたものと思われる。「台湾移出米管理要綱」とは内容がかなり異なり、「米管令」に近いものである。
- 10 『台湾之産業組合』149号(昭和14年6月号)「台湾米穀移出管理に就いて」
- 11 注8に同じ
- 12 李力庸、前掲書、第七章第四節、参照。
- 13 初摺業者 = 土壟間については、注1、及び注3、参照。
- 14 『台湾米報』110号(昭和14年6月号)「米穀納入会社は土壟間の救済機関」には、松野米穀課長の「米管実施に方り当局の憂慮している点は玄米の買入価格が決定しているので土壟間業者は初を安く叩いて買ふことになりはせぬかと云ふにある」という談話が紹介されている。
- 15 『讀賣新聞』1939(昭和14)年4月14日付「興亜議会の生んだ法律」と題する記事には、「本年秋収穫される米の買入価格につき政府が議会で答弁した所によれば、大体現在の市価よりも石当り二円安で買い上げる模様であるが、・・・」とある。
- 16 林佛樹『台湾米穀管理と集荷機構』(1943年、台湾経済出版社)第一章「米穀管理の変遷」尚、李力庸、前掲書、第七章の表7-1によると、1939年の朝鮮の米生産量は前年比40%以上の大減収であったことがわかる。
- 17 呉三連『台湾米穀政策の検討』(1940年、岩波書店)第一章「台湾米穀移出管理実施前後の一般状況」第三節、参照。
- 18 注17に同じ
- 19 呉三連、前掲書、第一章第四節「第三回買上値段

- 改訂行はる」参照。
- 20 林佛樹、前掲書、第七章「米穀納入組合運営」
- 21 注1拙稿 第四章「産業組合倉庫の拡大と土壘間」参照。
- 22 林佛樹、前掲書、第一章「米穀管理の変遷」
- 23 台湾銀行調査課『台湾金融経済月報』154号(昭和17年8月号)「本島に於ける農地価格及小作料の趨勢に就て」
- 24 台湾総督府『台湾米穀移出管理案二関スル資料 其ノ一』2「目的達成ニハ移出米管理ガ唯一ノ案ナルヤ否ヤ尚研究ヲ要スルモノナキヤ」には、「本案ノ如ク専売ヲ内容トスル制度ニシテモ完全専売ヲ内容トスルモノト移出米ノミヲ専売トスルツノ方法ガ考ヘ得ラレルノデアルガ比較研究ノ結果移出米ヲ専売トスル本案ハ尠少クシテ同様ナル目的ヲ達シ得ルモノデアル点ヨリシテ最良ノ案ナリトノ結論ニ達シタ次第デアル」とあり、総督府は移出米管理構想の策定段階では島内流通米の買上げまでは念頭にないと記している。
- 25 林佛樹、前掲書、第三章「米管事業運営と初摺業」
- 26 林佛樹、前掲書、第八章「米穀納入組合は如何に米管事業に寄与したか」
- 27 林佛樹、前掲書、第五章「米穀納入組合創立の経緯」
- 28 「米穀管理実施に伴ふ付帯問題 - 管理米の買入に就て - 」
- 29 台湾総督府『台湾米穀移出管理案二関スル資料 其ノ一』30「移出米管理ノ台湾米取扱業者ニ及ボス影響並ニ之ガ対策如何」には、「移出米管理実施後ノ対策トシテ考慮シツツアル点ヲ述ブレバ、各州ニ於ケル米穀商同業組合ヲ改組シ新ニ各州庁ヲ区トスル米穀同業組合ヲ組織セシメ、現在ノ米穀商同業組合員ヲ以テ其ノ組合員トシ管理米納入ニ関シ種々利用スル積リデアル。」とある。
- 30 注22に同じ
- 31 注27に同じ
- 32 注27に同じ
- 33 注26に同じ
- 34 注26に同じ
- 35 『台湾経済年報』昭和17年版、第一部第二章「農業再編成の進展」第二節「食糧問題」
- 36 林佛樹、前掲書、第十章「初取引の諸問題」
- 37 『台湾米報』104号(昭和13年12月号)「米穀移出管理に伴ひ土壘間よどこへ行く」
- 38 注36に同じ
- 39 林佛樹、前掲書、第十二章「農村経済と納入組合」
- 40 『台湾米報』110号(昭和14年6月号)
- 41 呉三連、前掲書、第一章第六節「騒がれた移出米納入会社の設立」参照。
- 42 「米穀管理実施に伴ふ失業補償は調査の上で」
- 43 注42に同じ
- 44 『台湾之産業組合』149号(昭和14年6月号)「米穀納入会社設立に反対 全島大会を台北に開催 米穀関係者等氣勢を揚ぐ」
- 45 注44に同じ
- 46 注44に同じ
- 47 呉三連、前掲書、第一章第六節「騒がれた移出米納入会社の設立」には、「この計画に一番驚いたのは産業組合関係者及び農民地主であった」とある。
- 48 注1に同じ
- 49 『台湾米報』36号(昭和8年4月号)「土壘間業者の許可性はどうしたら良いか」
- 50 台湾総督府『台湾米穀移出管理案二関スル資料 其ノ一』8「移出米管理ノ財政計画如何」では、十年後の昭和24年度の管理米(移出米)の取扱予定量を550万石と見積って財政計画を立てている。因みに、昭和12年度の移出量は約484万石であり、この管理案は将来的な米穀生産、及び移出の削減を目的としたものではないことを強調している。